

第2章 景観計画の策定手順

景観まちづくりは、地域住民や行政などの様々な主体が参画し、それぞれの立場において良好な景観の形成のために必要な責務を果たすことにより推進されます。

景観行政団体は、まず景観行政を推進するための基軸となる「景観計画」を策定します。そのためには、景観行政団体内において関係各課と景観計画案について調整することや、地域住民とともにワークショップを開催し、検討結果を景観計画案の内容に反映させることが必要です。こうしてまとめられた景観計画案は、景観行政団体の責任により決定され「景観計画」となり、良好な景観を形成するための‘景観に関する総合的なマスタープラン’としての役割を担います。

